

## 学習指導要領の改訂にかかる要望について

一般社団法人 日本損害保険協会

日本損害保険協会では、学校教育段階において、防災・減災、交通安全等のリスク認識や、金融リテラシーの向上に取り組んでいます。今年度からスタートした第7次中期基本計画（2015年度～2017年度）では、更に安心・安全な社会づくりに貢献していくべく、重点課題の1つとして「消費者教育」を掲げ、取組みの強化を図っております。

具体的な取組みとして、小学生向け実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」では、コンクールを実施して、まちの安全を確認するためのマップ作りの取組みを奨励しているほか、高等学校における交通安全講話等の機会を通じて、交通事故または自転車事故に関し、万一の際の対応、あるいは経済的な備えの大切さ等を啓発しております。

2008年の世界金融危機では、生活スキルとして金融リテラシーを身に付けていないと、個人の生活や社会に大きな影響をもたらしてしまうことが露呈しました。また、詐欺的な投資勧誘などの金融トラブルの防止にも、この金融リテラシーは極めて重要であると思われまます。

この金融リテラシーを「生きる力」として捉えたときに、その学習は、社会人になってからでは遅く、次代を担う子どもたちがよりよい社会と豊かな生活を築いてくためには、学校教育現場において、発達段階に応じ、段階的・継続的に教育していく必要があると考えます。

今般の学習指導要領改正では、高等学校公民科において、新科目「公共」を創設する方向で論議が行われております。規範意識や社会制度の理解を通じて一人の消費者として主体的に社会に関わっていく力を養う方針が示されていることは、非常に歓迎すべきことであると考えます。

損害保険が有する経済的な損害に備える機能に関しては、広く経済活動を支える社会の基盤としての役割を担っており、新科目「公共」において、「契約」等の概念とともに取り上げていただきたいと考えております。

つきましては、次期学習指導要領の改正に向けて、下記の事項を要望いたします。

### 記

#### 1. 高等学校公民科における新設科目「公共」について

##### (1) 総論

現在検討中の「公共」では、消費者として、経済活動を行うことを通して、個人の尊厳と経済の拡大をともに成り立たせることなどについて、考察を深めることとしている。

金融リテラシーは、「金融」をテーマに、その知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断し、活用することができる能力であり、身近ではあるもののきちんと理解できていない金融や社会保障、契約、消費生活などについて、現実の社会的事象と関連付け、習得した概念等を活用しながら学習できるものと考えている。

ついては、新設科目「公民」において、金融経済教育の意義や必要性を踏まえ、下記（2）ア、イについて学習指導要領に明記いただきたい。

なお、当協会も参画する、金融経済教育推進会議（事務局：金融広報中央委員会）では、生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容について、年齢層別に体系化した「金融リテラシーマップ」を策定しているため、発達段階に応じた学習目標の検討にあたっては、本マップを活用いただきたい。

## （２）各論

### ア．補償機能に関する記載について

中学校の社会科（公民）や高等学校の公民科（政治経済）における金融に関する記述は、「金融の仕組みと働き」など銀行の働きや役割が中心であり、保険に関する記述がほとんどない。保険は、経済活動を支える社会的インフラとしての役割、また、安全で安心な社会の実現のためには不可欠な機能でもあり、「公共」においては、公的保険と私的保険の紹介に止まらず、この損害保険の補償機能あるいは生命保険の保障機能についても、学習指導要領に明記していただきたい。

### イ．社会保険を補完する民間保険の役割について

社会保障や社会保険を教育する際に、公助・共助・自助の役割分担、あるいは自らの生命や財産等の万一の際の備えとして民間保険を活用すること等が消費生活を維持するうえで有用なことから、社会保険を補完する民間保険の役割について学習指導要領に明記していただきたい。

なお、本件は、社会保障の充実・安定化と安定財源確保・財政健全化という「社会保障と税の一体改革」の推進にあたっては、国民の理解を得るべき必要な事項であると考えられることを念のため申し添えます。

## 2．既存科目について

既存の科目についても、発達段階に応じ、金融リテラシーについて教育する機会を確保していただきたい。

### （１）「安全教育」での経済的備えの必要性に関する言及について

中学校および高等学校の保健の時間や総合学習の時間等を中心に「安全教育」が指導されている。ただし、教科書等には記述があるものの、学習指導要領上に記述がないこともあり、経済的な備えの必要性等については生徒に十分な認識を持たせるまでに至っていないものと思われる。

他方、自転車事故の加害者となった生徒自身、あるいは児童の保護者が高額な賠償請求を受け、判決が確定する事例も生じている。

自転車は幼児期から利用されており、多数の生徒が通学的手段として使用していることから、「いのちを守る」教育の一環として、保健等の時間に加えて、主要教科である「社会科」の中でも体系的に教育いただきたい。なお、交通安全や災害安全について教育する際に、次の３点を教育いただきたい。

①自転車による加害事故が社会問題化する中で、交通安全ルールやマナーなどの教育とともに、道徳教育と関連付けて「他人の物を壊したら弁償する。他人にケガをさせたときには

金銭的に償うことが必要になる。」という「賠償概念」などについて

- ②自転車による加害事故の賠償金が高額化していることや首都直下型地震・南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が予測されているなかで、未然防止策だけでなく、被害からの復旧のためには、自助と公助の役割分担として自ら備えることが必要なこと、および損害保険は合理的な負担で、必要な備えを確保することができる手段の1つであることについて
- ③高校生は、在学中に運転免許取得年齢に達することから、原動機付き自転車や自動二輪車を運転する場合は、被害者救済の観点、あるいは、賠償資力の確保の観点から、法律に基づく強制保険である自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）を必ず付保することについて

## （2）補償機能および社会保険の補完機能に関する記載について

上記1（2）のアおよびイで指摘した、補償機能および社会保険の補完機能については、中学校の社会科（公民）や高等学校の公民科（政治経済）における学習指導要領の改訂においても、記載を拡充していただきたい。

特に、災害・事故等の発生時に、被害からの早期復旧、生活の再建のために法律に基づき官民連携で制度運営を行っている地震保険についてはその重要性に鑑み、学習指導要領上に明記していただきたい。

### 【添付資料】

- ・小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～
- ・知っていますか？自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～
- ・「そんぼのホント」（フレッシュャーズガイド）

以 上